

(新) 野生動植物資源管理・利用ネットワーク事業

160百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

(1) ABS(遺伝子資源へのアクセスと利益配分、以下同じ)はCOP10で「国際的枠組みの検討を終える」とされており、これに基づき日本においても野生動植物の資源を管理し、アクセスを認め、利益の分配を受けようとする必要がある。

(2) 上記の状況を踏まえ、本事業は我が国の生物多様性の恵みである野生動植物種を対象として、地域個体群レベルで遺伝子情報を収集・整備し、遺伝子レベルでその保全を図るとともに、持続的に様々な利用が確保されるよう、関係する研究者や研究機関、動植物園・水族館等の連携協力を得て、広く情報を管理・提供することを目標とする。

このため、本事業においては、国内の野生動植物種について、生物多様性保全のための国土区分に留意してリストアップ化を図りつつ、順次、標本や個体の採取地等の位置情報を含む遺伝子情報を新たに収集・解析し、データベース化を進めるとともに生物多様性の恵みである野生動植物資源を持続的に利用するため、関係機関や研究機関の保有する情報を共有するプラットフォームを整備する。

2. 事業計画

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
野生動植物資源管理・利用ネットワーク構想の策定	→					
野生動植物資源に関する国内情報収集調査	→					
野生動植物資源に関する海外情報収集調査	→					
野生動植物資源管理・利用データベースシステム・プラットフォームの検討	→					
データベースシステム・プラットフォームの構築		→				
システムの運用			→	→	→	→

3. 施策の効果

これにより、ABSの枠組み意に対応すべく、我が国の生物多様性を遺伝子レベルで保全するとともに、生物多様性の恵みである野生動植物資源を持続的に利用するための基礎的な情報基盤を整備することができる。また「ポストCOP10」の生物多様性の保全に係る数値目標の達成状況を把握するとともに、有効な保全施策の実施に資する。